



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
 ～めざせ 安全で安心な 北海道～

**日高町の交通事故件数**

○発生件数	.....	24件
○死者数	.....	1人
○傷者数	.....	27人
2009年7月31日現在		

「 町民一人ひとりが交通マナーを守り  
 交通事故のない社会を目指しましょう。 」

**道内では、7月30日から8月1日までの3日間で、  
 交通事故が続発！！ 6件の事故で9人が死亡！！**

**特に8月1日には、4件の事故で7人が死亡しています！！**

《8月2日、北海道知事が「交通死亡事故多発警報」を発表》

～ 週末に事故多発 気を引き締めて運転を ～

**☆高齢者の交通事故防止**

◇交通事故防止のワンポイントアドバイス

～歩行者編～

- 信号機のある横断歩道など、安全施設を使って横断しましょう。
- 横断中も、左右の安全を確認しましょう。
- 広い道路を横断するときは、反対車線の車の動きにも十分注意して横断しましょう。

～自転車編～

- 狭い道路や危険な場所では無理をせず自転車から降りて押しましょう。
- 歩道上では、歩行者を優先しましょう。
- 一時停止標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。
- 早めにライトを点灯し、反射材を積極的に自転車に取り付けましょう。

**☆秋の全国交通安全運動**

- ・実施期間 9月21日（月）～9月30日（水）
- ・年間スローガン ストップ・ザ・交通事故死  
 ～めざせ 安全で安心な車社会 北海道～

・重点項目

- 高齢者の交通事故防止
- スピードの出し過ぎと飲酒運転の防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用



◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日  
 交通死亡事故抑止5大対策キャンペーン**

1. 交差点事故防止
2. 高齢者事故防止
3. 飲酒運転根絶
4. シートベルト着用の向上
5. スピードダウン

**◇デイ・ライトで安全運転  
 昼間のライト点灯に協力を！**

＜昼間点灯効果＞

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ



## 「付加年金を納付しませんか？」

### ○付加保険料とは？

平成21年度の老齢基礎年金額は792,100円（満額40年間保険料納付）ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月保険料（平成21年度は14,660円）のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

付加保険料の額は一ヶ月400円です。

納付することができる方は第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または納付猶予を受けている方や、国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることはできません。

また、農業者年金加入者は必ず納付しなければならないことになっています。

### ○付加年金額は？

付加年金額の計算方法は次のとおりです。

年金額 = 200円 × 付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

保険料月額400円に対して、年金額は月200円ですから65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受取ることができます。

なお、この付加年金は老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給され、老齢者基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳以後に繰上げ受給しようとする場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率および増額率に応じて減額または増額されます。

納付手続きについて、詳しくは最寄の社会保険事務所にお問合せください。

<お問い合わせ先>

苫小牧社会保険事務所

TEL 0144-36-6135

### 国民年金の上乗せ年金

## 国民年金基金

国民年金基金に加入できるのは、いずれの条件も満たしている方です。

- 20歳から60歳未満の方
- 国民年金保険料を納めている方（農業者年金加入者除く）
- 道内に住民票のある方

### こんなメリットがあります！

- ①掛金は全額社会保険料控除となり税金が軽減されます。
- ②加入したときの掛金や受け取る年金額は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
- ③保証付きに加入した方が保証期間内に亡くなった場合、遺族の方に一時金が支給されます。

詳細は「北海道国民年金基金」

フリーダイヤル 0120-65-4192

## 老齢福祉年金のお知らせ！

老齢福祉年金は、国民年金制度が発足した当時（昭和36年4月）、すでにご高齢であったために、老齢年金の受給し各機関を満たすことができない方に対して支給される年金です。

### ●次に該当する方に支給されます。

- ①生年月日が明治44年4月1日以前の方
- ②生年月日が明治44年4月2日から大正5年4月1日までの方で、保険料納付済み期間が1年未満であり、保険料納付・免除期間が定められた期間を超えている方。

●所得制限などにより年金の支給が全部または一部が停止される場合があります。

●平成21年度の年金額は、405,800円です。

●受給手続は役場の年金担当窓口です。

社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所